

鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金審査要領

鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金（以下「補助金」という。）に係る採択の審査は、この要領により行うものとする。

1 審査方針

補助金採択の審査に当たっては、県内企業の事業化及び県内産業の活性化を図るという趣旨に立ち、その施策効果が十分に発揮されるよう厳正、公正かつ迅速に審査する。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 産業技術センター：地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
- (2) 産業振興機構：公益財団法人鳥取県産業振興機構
- (3) 産業振興課長等：商工労働部産業振興課長、中部総合事務所地域振興局長及び西部総合事務所地域振興局長

3 審査方法

次の方法により審査した結果に基づいて、補助事業の採択の可否を決定するものとする。

(1) 調査支援型

- ア 審査は原則として、書類審査をもって行う。
- イ 審査基準は別表1のとおりとする。
- ウ 担当者は審査に先立って、必要に応じて、産業技術センター及び産業振興機構と連携して、事前ヒアリングを行い、補助事業計画の内容等の確認を行う。
- エ 産業振興課長等は、必要に応じて、産業技術センターまたは産業振興機構に技術面及び経営面に関する意見を求めることができる。
- オ 産業振興課長等は、産業技術センター、産業振興機構及び担当者の意見を参考にして別紙1の審査基準に基づき審査を行う。

(2) 研究開発支援型

- ア 審査は原則として、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）に基づき設置する鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金審査委員会による申請者の面接審査をもって行う。
- イ 審査基準は別表2のとおりとする。

4 審査期間

提出のあった事業計画書等に問題がない場合は、事業の募集の締切日から、または、提出内容に問題がないと判断された日から起算して、概ね1か月以内に審査を終えるものとする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部産業振興課長が定める。

附 則

この要領は平成26年6月9日から施行する。

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。